

淑徳巣鴨中学校

淑徳巣鴨高等学校

《いじめ防止基本方針》

第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1. いじめ防止対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。

いじめの防止対策は、いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することを最重要課題とし、学校、家庭、その他の関係者等との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して推進する。

本校の建学の精神である「共生」の理念に基づき、いじめを学校現場から完全に排除する強い姿勢を示し、自他を区別なく大切にする考え方を貫く。この理念に反し、他者を傷つけ、人格を侵害する行為であるいじめは、本校では断じて許されない。

したがって、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者およびその他の関係者との緊密な連携のもと、学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組み、いじめ発生時には適切かつ迅速に対処する。

本方針は、いじめのない学校を目指し、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2. いじめの定義

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめに当たるか否かは、いじめられた生徒の立場から慎重に判断する。また、喧嘩やふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、判断していく。いじめに対しては、懲戒を含めた厳格な対応をするが、すべての生徒が共に豊かな人格を形成していけるよう指導していく。

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」には、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれるので、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を検討する。

3. いじめ防止対策委員会の設置

いじめの未然防止・早期発見及び早期対応等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 委員長 校長

イ 委員 副校長、教頭、生徒支援指導部長、生徒支援指導主任、学年代表、養護教諭、その他の教職員等で組織する。事案の内容に応じて、上記以外の者（スクールカウンセラー、弁護士等）が加わる。

ウ 開催期間 年2回を定期開催とし、かつ指導案件がある場合に適宜開催する。

エ 所掌事項

- ・いじめの未然防止、早期解決に向けての保護者、関係機関との連携。
- ・いじめの未然防止、早期解決に向けての保護者、関係機関との情報共有。
- ・いじめ防止等に関する取り組みの実施や年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめに関する情報の収集と記録に関すること。
- ・具体的な指導を検討すること。
- ・重大事態の判断を下すこと。
- ・その他、いじめに関すること。

【スクールカウンセラーへの相談】 相談室（感恩館 3 階）

開室時間 月曜日～金曜日 10時から18時
土曜日 10時から16時

☎相談室直通： 03-5961-7560 ☒相談室Eメール：soudan@shukusu.ed.jp

※閉室日は確認や返信ができません。また、メールでの相談はご遠慮ください。

※相談したい時にお電話ください（先約がある場合は、改めて予約をとります）。

※相談の予約は電話または担任、保健室にお申し込みください。

第2 いじめ防止等のための取り組み

1. 未然防止のための取り組み

いじめをさせない環境づくりが重要である。些細な変化を読み取る目と耳、そして感覚を持つこと。善悪の判断が的確であること。悩みを聞き入れるカウンセリングマインドを持つことが教師に求められる。また、得た情報や事実を一人で抱え込まず学校全体で組織的に対応していく。

ア 生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットや SNS を通じて行われるいじめに理解を深めるために、啓発活動を行う。

イ 生徒に対して、いじめ防止等のために「淑徳の時間」やホームルーム、学年集会等を通して、道徳教育の充実を図る。

ウ 教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

2. 早期発見のための取り組み

クラス内・部活内の人間関係に注意を払い、孤立している者、常にかまわれている者、不利益な用事を言いつけられている者、度重なり所持品の紛失がある者等の事例に速やかに対応していく。また、いじめを想起、誘発、助長する言葉に耳を傾け、「死ね」「うざい」「きもい」等の言葉が頻繁にぶつけられる者、常に言い放っている者はいないか、授業中には確認しにくい状況を清掃時間や昼食時間等において把握し、日頃から生徒の発信する“SOS”を見逃さないように努めていく。

ア 定期的な調査を実施

生徒の困りごとや潜在的な不安、いじめ等の早期発見に努める。

- ・中高1年生 生徒対象 4月 「生徒理解調査」を実施。
- ・中学1年生 保護者対象 6月 保護者を対象とした「中1アンケート」を実施。
- ・中高全学年 生徒対象 年2回 「学校生活アンケート」を実施。

イ 個人面談の実施

定期的な生徒や保護者との個人面談を通して、生徒個人の学校生活の実態を把握し、いじめの早期発見に努める。

ウ カウンセリング・カンファレンスの実施

スクールカウンセラーと連携し、困りごとを抱えた生徒や気になる生徒、保護者とのカウンセリング、教職員とのカンファレンスを通して、いじめの早期発見に努める。

エ 情報の集約と対策

学年会、生徒支援指導委員会等で、必要に応じて情報を共有し、当該事案に関する情報を多角的に集約し、対策を講じる等、いじめの早期発見に努める。

オ インターネット、SNS 対策

外部の専門業者によるネットパトロールを通年で実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

第3 いじめに対する取り組み

1. 発見・通報を受けた時の取り組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめの発見・通報があったときは、学校は次の措置をとる。

ア 速やかにいじめの事実の有無を調査する。

- ・当事者や関係者から事情を調査し、情報を整理して事実の有無を判断する。
- ・必要に応じて、質問票（アンケート）の使用や、聴き取り調査を実施する。
- ・調査結果について、学校の設置者（学校法人 大乘淑徳学園）に報告する。

イ いじめの事実が確認された場合は、次の措置を講ずる。

- ・いじめを受けた生徒と保護者に対する支援を行う。また、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう必要な措置を講ずる。
- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめをやめさせ、またその再発を防止するための指導（懲戒またはその程度に応じた指導）及びその保護者に対する助言を行う。また、必要に応じて、カウンセリングを実施する。いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められる場合には、別室において指導をする。あるいは状況に応じて出席停止制度を利用する等、特別な措置を講ずる。
- ・いじめ事案に関する情報は継続的かつ適切に保護者へ提供する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けた生徒を守るという観点から警察に通報し連携し対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報し対処する。

エ インターネット上の不適切な書き込み等については、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。生徒に対する情報リテラシー教育を進めるとともに、保護者に対しても必要な啓発活動を行う。

2. いじめの解消への取り組み

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

一 いじめに係る行為が止んでいること。

- ・いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間を設定することもある。
- ・教職員は、相当の期間が経過するまでは、当該生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

二 いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3. 重大事態への取り組み

法第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味

- ・第一項の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況から判断する。

国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われた事例が示されている。

- 生徒が自殺を企図した場合
 - ・軽症で済んだものの、自殺を企図した
- 心身に重大な被害を負った場合
 - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった
 - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された 等
- 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した
- いじめにより転学を余儀なくされた場合

※第二項の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、本校の判断により速やかに調査に着手する。

※生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態への対処

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同様の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を本校に設置する。

調査委員会の構成については、委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるものとする。重大事態の発生ごとに設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。

「調査委員会」が調査を行うに当たっては、被害生徒及び保護者に対し、事実関係等の情報を適切に提供するものとする。また、当該生徒等から申し立てがあった場合には、適切かつ真摯に対応する。

また、速やかに学校法人及び東京都知事に、重大事態の発生及び調査結果について報告する。重大事態への対処について、必要に応じて学校法人及び東京都知事と連携、協力して行う。

第4 「基本方針」の評価と改善

委員会を中心として、生徒支援指導委員会、職員会議により、「基本方針」及びいじめ防止に関する取り組みの評価を行い、生徒の状況の変化を踏まえて、必要に応じて見直し、継続的に改善を図っていく。